

介護保険要介護認定者及び扶養者の皆さまへ



障害者控除対象者認定書の交付を行います。

障害者手帳等をお持ちでない介護保険要介護認定者で、要介護1～5に認定されている人のうち、一定の要件にあてはまる人は、障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。

所得税や市県民税の申告をする際に認定書を提示することにより、要介護認定者本人またはその扶養者が所得控除（障害者控除または特別障害者控除）を受けることができます。

※認定は、所得税または市県民税の控除対象者としてのみ適用を受けるものであり、その他の制度やサービス等における対象となるものではありません。

※認定書の交付には、申請から1週間程度お時間をいただく場合がございます。



【申請方法】

◇申請できる人

本人または親族

◇申請先

- ・保健課 介護・高齢者支援係（市役所西別館）
- ・浮羽市民課（うきは市民センター2階）

◇必要なもの

申請者の印鑑

●問合せ

保健課 介護・高齢者支援係 Tel75-4960

キャッシュレス・ポイント還元事業 キャッシュレス使い方講座



キャッシュレスになじみのない消費者の皆さまにも利用できるよう、キャッシュレスの決済手段や使える店舗の探し方、ポイント還元事業についてご説明します。参加費は無料です。

ポイント還元事業とは

お近くの対象店舗でクレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコード等を使って代金を支払うとポイント還元が受けられる事業です。

（原則として、購買金額の5%。フランチャイズチェーン傘下の中小、小規模店舗等では2%を還元）



このマークのお店で対象キャッシュレス手段※でお支払いすると



5or2%
還元

※対象キャッシュレス手段は店舗で異なります。

※消費者還元期間：2020年6月まで

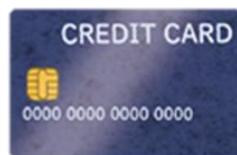
◇日時

2月25日（火）11時00分～12時00分

◇場所

るり色ふるさと館 第4研修室（吉井町983-1）

主なキャッシュレス決済手段



クレジットカード



デビットカード



電子マネー（プリペイド）



スマートフォン決済（QRコードなど）

●申込み・問合せ

うきはブランド推進課 商工振興係

Tel76-9095

メール：ukihashigoto@city.ukiha.lg.jp